

別紙2 委託料の減額及び支払停止について (委託業務契約書第21条関係)

1 減額の対象

減額等の対象となる支払いは、小学校給食調理業務に係るすべての業務とする。

2 減額等の措置を講じる事態

受注者の責任により、本契約、企画提案に示される給食調理業務に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合、または陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合(児童が給食を食した場合)
レベル4	給食を提供できなかった場合(児童が給食を食すことができなかつた場合)

3 減額の決定経過

(1) レベル1またはレベル2の状態に陥っていることが調理業務完了報告等の結果から明らかになった場合、発注者は、その程度、緊急度等を勘案し、受注者に相当な是正期間を提示する。

(2) 事業者は、発注者の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、発注者の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

(3) レベル3又はレベル4の状態に陥った場合、1日につき、下記のペナルティポイントを付与する。

影響を受けた児童の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

(4) 食中毒事故の発生による提供不全の場合のペナルティポイントは、営業停止期間が伴う場合であっても、当該食中毒事故の発生が含まれる学期に、一つの食中毒事故の発生につき一括して8ポイントを付与する。

なお、当該食中毒事故の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力による場合には、ペナルティポイントを付与しない。

(5) 異物混入事故※の発生については、負傷者等が発生した場合6ポイント、喫食前の発見等負傷者が発生しなかった場合4ポイントを1件の事故発生ごとに付与する。ただし、納品された食材に混入されたもの等調理や配膳業務における混入と認められない場合はそれぞれ2ポイントを減じて付与する。

※異物混入事故とは、公表対象となる金属片等の危険物を言い、髪の毛や昆虫、食材由来の動物の骨やプラスチックは対象としない。ただし、これらのものは、混入頻度に応じてレベル1又はレベル2として扱うこととする。また、配食後に混入したものについては、当該事故として扱わない。

事故の種類	負傷者等が発生した場合	負傷者等が発生しなかった場合（喫食前の発見等）
食中毒	8 ポイント	—
異物混入（調理・配膳時）	6 ポイント	4 ポイント
異物混入（食材混入）	4 ポイント	2 ポイント

- (6) ペナルティポイントは翌学期には繰り越されないものとし、さらに当該学期中に特筆すべき事項があった場合は、当該学期のペナルティポイントを協議により減少させることができる。
- (7) 発注者及び受注者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

4 委託料の減額

各学期における累積ペナルティポイントが以下に達した場合は、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	20%の減額
8以上	支払停止

- (1) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、当該学期の最終支払月の委託料を支払停止とするが、翌学期の累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌学期の最終支払月に当該委託料相当額の80%を加算して支払う。
- (2) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌学期の累積ペナルティポイントが4以上であれば、発注者は本契約を解除することができる。